



発行 あおぞら税理士法人 編集 鈴木 裕之
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711
HP URL <https://tax-aozora.com>

7月の祝日といえば「海の日」です。内閣府によると、海の恩恵に感謝するとともに海洋国日本の繁栄を願う日だということです。掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。

給与等の源泉徴収事務に影響する改正のポイント

令和7年度に続き、令和8年度税制改正においても、給与等の源泉徴収事務に影響する改正が行われています。令和8年分に影響する改正の概要と反映時期を確認しましょう。

◆影響を及ぼす改正とは◆

令和8年度税制改正では、令和7年度に続き、物価上昇局面への対応が行われました。これにより、令和8年分の所得税において、主に次の項目が見直されています。

(1) 給与所得控除

給与所得控除の最低保障額が、特例分を含めて次のとおり引き上げられました。

給与等の収入金額	【改正後】給与所得控除額 (うち特例分)
220万円以下	74万円(5万円)

(注) 給与等の収入金額が220万円超の場合の給与所得控除額に改正はない

ただし、上記範囲内であっても、下表のとおり給与所得の金額が別途定められている場合もあるため、注意が必要です。

給与等の収入金額	左記に係る給与所得の金額
69万1,000円以上 74万1,000円未満	なし
74万1,000円以上 219万1,000円未満	収入金額 - 74万円
219万1,000円以上 219万3,000円未満	145万1,000円
219万3,000円以上 219万6,000円未満	145万3,000円
219万6,000円以上 220万円未満	145万6,000円

参考：国税庁「令和8年4月源泉所得税の改正のあらまし」

(2) 基礎控除

基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下の場合の控除額を62万円に引き上げ、居住者のうち655万円以下

には、特例分を加算した結果、下表のとおりとなります。

合計所得金額	【改正後】基礎控除額 (うち特例分)
489万円以下	104万円(42万円)
489万円超655万円以下	67万円(5万円)
655万円超2,350万円以下	62万円

(注) 合計所得金額が2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はない

参考：国税庁「令和8年4月源泉所得税の改正のあらまし」

(3) 扶養親族等の所得要件

上記基礎控除の引き上げに伴い、次のとおり要件が改正されました。

区分	【改正後】所得要件※
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62万円以下
特定親族	62万円超123万円以下
配偶者特別控除の対象となる 配偶者	62万円超133万円以下
勤労学生	89万円以下

(※) 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件

出典：国税庁「令和8年4月源泉所得税の改正のあらまし」

◆源泉徴収事務への反映時期◆

令和8年の給与等に係る源泉徴収事務は、令和7年と同様、11月まで変更はありません。前記(1)および(2)の改正は12月の年末調整時に、(3)の改正は12月1日以後に支払う給与等から適用されます。

なお、(1)および(2)の改正が「源泉徴収税額表」に反映されるのは、令和9年分からです。

参考：財務省「令和8年度税制改正」、国税庁「令和8年4月源泉所得税の改正のあらまし」他

お 仕 事 備 忘 録

- 所得税の予定納税額の減額申請**…7月は所得税(復興特別所得税を含む)の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されています。
- 労働者死傷病報告(休業4日未満)の提出**…従業員が業務上の事故・疾病で1日から3日休業した場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。7月末までに4月から6月分の報告を行います。休業が4日以上になった場合はその都度報告しなければいけません。
- 国民年金保険料免除・納付猶予制度の申請**…保険料免除・納付猶予が承認される期間は、原則として申請日にかかわらず、7月から翌年6月まで(申請日が1月から6月までの場合は、前年7月から6月まで)の期間を審査し決定されます。
- 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出**…7月1日現在の従業員(提出すべき被保険者全員)の4月から6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は、7月1日から7月10日までです。
- 障害者の法定雇用率引き上げ**…2026年7月より、民間企業の障害者の法定雇用率が2.5%から2.7%に引き上げられ、対象となる企業の範囲も従業員37.5人以上に拡大されます。自社の雇用率を確認するようにしましょう。



通勤時の駐車場代非課税となるかの判断ポイント

通勤に係る駐車場代は、一定の要件を満たす場合に、月額 5,000 円を上限として通勤手当の非課税限度額に含める取扱いとなりました。国税庁の Q&A※をもとに、実務上のポイントを整理します。

◆自宅付近は対象外◆

今回の対象は、勤務先の周辺や、通勤で利用する駅・停留所などの周辺にある駐車場等の利用に限定されています。そのため、たとえば**自宅付近にある駐車場等は対象外**となります。

◆駐輪場も対象◆

通勤のために使用するものであれば、自転車やバイクの駐輪場も「駐車場等」に含まれます。

◆2km 未満は対象外◆

今回の取扱いは、自動車等の交通用具を使用して通勤する人が、一定の要件を満たす駐車場等の料金を負担することを常例とする場合に、対象となります。ただし、**片道 2km 未満である人は除かれます**。これは単に通勤距離だけでなく、たとえば自宅から最寄り駅まで自動車を利用する場合でも、その距離が片道 2km 未満であれば、最寄り駅周辺に駐車する場合であっても対象外となります。

◆非課税限度額の計算◆

対象となった場合の非課税限度額は、通勤の状況に応じた非課税限度額に、1 ヶ月あたりの駐車場等の料金相当額（上限 5,000 円）を含めた合計額となります。



○具体例

【前提】

自動車を利用した通勤距離が片道50kmで、勤務先近くの駐車場（1ヶ月あたりの料金8,000 円）を利用

[非課税限度額 37,300 円]

(内訳)

- 通勤距離に応じた非課税限度額
片道45km以上55km未満: 32,300 円
- 1ヶ月あたりの駐車場等の料金相当額: 5,000 円
(8,000 円>5,000 円 ∴5,000 円)

通勤手当		課税される金額
支給額	内訳	
ケース① 40,300 円	・通勤距離に応じた分 <u>32,300 円</u> ・駐車場代分 <u>8,000 円</u>	3,000 円 (40,300 円－37,300 円)
ケース② 35,000 円	なし（内訳を区分せず支給）	課税なし (非課税限度額を下回るため)

◆会社が代わりに契約◆

従業員が選んだ駐車場を会社が代わりに契約し、その料金を負担した場合は、実態として、駐車場代相当額の通勤手当を支給したのと同じと変わりません。そのため、**通勤手当を支給したものと**して、非課税限度額の計算を行います。

今回の取扱いは、原則、令和 8 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当に適用されており、開始間もない制度です。そのため、疑問に感じる点や判断に迷うケースもあります。実務で適用する際には、事前の確認が重要です。

（※）国税庁「通勤手当の非課税限度額の改正に関する Q&A（令和 8 年 4 月）」

お仕事カレンダー	
労働保険の年度更新、社会保険の算定基礎届の提出期限があります。期限に遅れないよう、余裕をもって進めましょう。	
7月1日(水)	●社会保険の算定基礎届の提出(～7月10日) ●所得税の予定納税額の減額申請(～7月15日)
7月10日(金)	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限(6月分) ●源泉所得税の納期の特例の適用を受けている場合の源泉所得税の納期限(1月～6月分) ●労働保険の年度更新期限(6月1日～) ●社会保険の算定基礎届の提出期限
7月15日(水)	●所得税の予定納税額の減額申請期限 ●高齢者雇用状況報告書及び障害者雇用状況報告書の提出期限
7月31日(金)	●5月決算法人の申告・納税、11月決算法人の予定納税申告・納付期限 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) ●2月・8月・11月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下) ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限(6月分) ●労働者死傷病報告書の提出期限(休業4日未満の4月～6月の労災事故について報告) ●固定資産税(都市計画税)の納期限(第2期分) ※市町村の条例で定める日まで ●所得税の予定納税納期限(第1期分)

